

ため池管理マニュアル



令和 4 年度

兵庫県ため池保全協議会

監修：兵庫県農林水産部農地整備課

目 次

第1章 ため池の構造	1
1. 1 ため池の構造	1
1. 2 堤体	1
1. 3 洪水吐(余水吐)	2
1. 4 取水施設	2
1. 5 張ブロック(石積等)	2
第2章 日常点検・管理方法	3
2. 1 周辺の状況	3
2. 2 堤体の点検	4
2. 3 洪水吐の点検	5
2. 4 取水施設の点検	7
2. 5 安全施設	8
2. 6 かいぼり	9
第3章 ため池基本情報及び点検表	10
3. 1 ため池基本情報・点検表(記入例)	10
3. 2 情報連絡体制の整備	13
第4章 異常気象・地震時の対応	14
4. 1 事前放流	14
4. 2 期別放流	15
4. 3 地震・大雨後の緊急点検	16
4. 4 速報・点検報告(記入例)	17
4. 5 被害が確認された場合の応急処置	19
第5章 各種様式等	20
5. 1 ため池基本情報・点検表(記入用)	20
5. 2 速報・点検報告(記入用)	23
参 考	25
1 「ため池の健全度評価の区分と専門技術者による点検周期」 及び「ため池保全サポートセンター」とは	25
2 ため池に関する法律・条例とため池の区分	26
3 ため池水面を活用した太陽光発電施設の注意点	29
4 特定(農業用)ため池の管理者、開発事業者の皆さまへ	30
5 ため池管理アプリ	34

第1章

ため池の構造

1.1 ため池の構造

ポイント

- ため池を適切に管理するためには、施設の構造を正しく理解することが重要です。

ため池は、水を貯める「堤体」、洪水を安全に流下するための「洪水吐」、農業用水を取り入れるための「取水施設」などから構成されています。

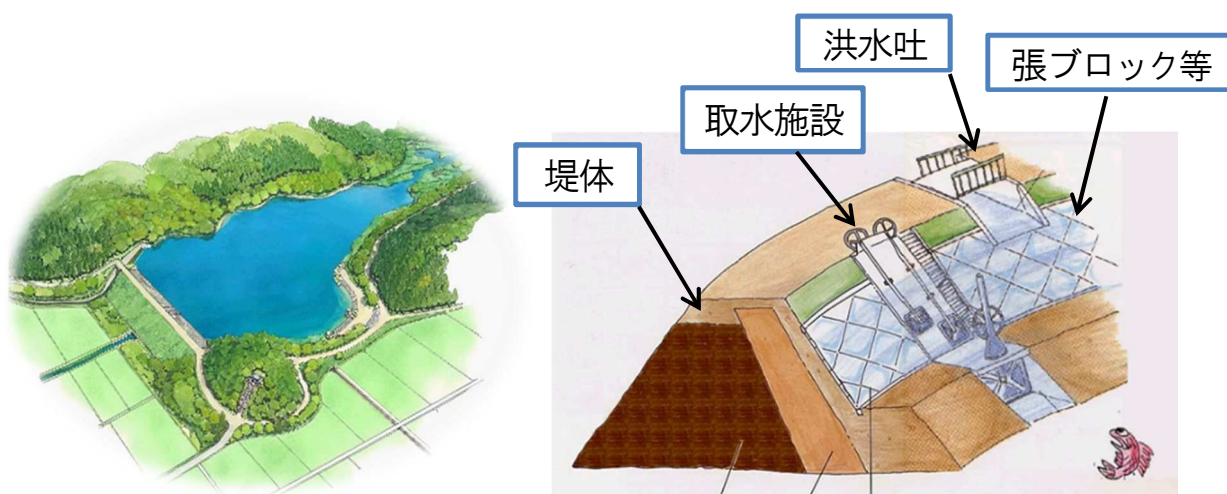


図1：ため池の施設

1.2 堤体

堤体は水を堰き止めるために土を締め固めて造った構造物です。刃金土(はがねつち)は水を通しにくい粘土の層で、昔は堤体を全て刃金土で造っていましたが、近年では現況堤体の上流側に刃金土を設けて改修をするのが一般的です。(刃金土はコアとも言います)

水が溜まる側の斜面を前法(まえのり)、反対側の斜面を後法(うしろのり)と言います。

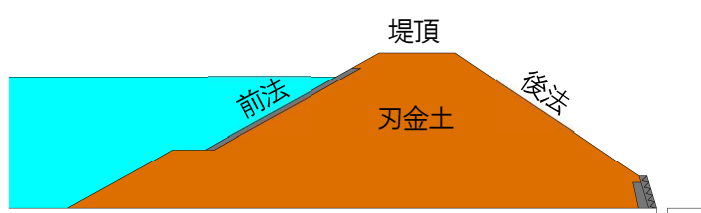


図2：ため池の断面図(均一型)

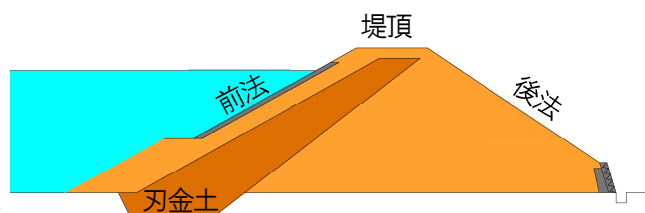


図3：ため池の断面図(傾斜コア型)

1.3 洪水吐(余水吐)

大雨時に貯留水が堤体を乗り越えて流れないように、堤体の一部を切り下げ、ため池に流入した水を安全に流下させるための施設です。余水吐(よすいばけ)とも呼ばれます。



洪水吐(上流側)



洪水吐(下流側)

1.4 取水施設

ため池の貯留水を下流の用水路に送るための施設です。

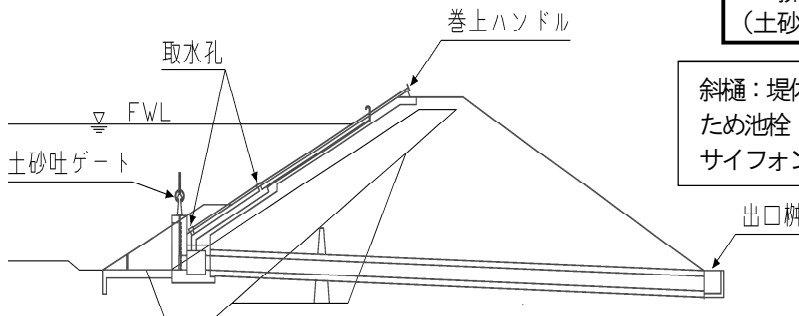
巻上ハンドルにより、取水孔を開閉することで適時適量の取水をする「斜樋(しゃひ)」や「ため池栓」、「サイフォン」などがあります。

底樋は斜樋から取り入れた用水の通り道であるとともにため池の一番低いところにあり、貯留水を空にするための排水施設としての役割も担っています。



排水施設
(土砂吐ゲート)

取水部(斜樋)



斜樋：堤体法面に設置し、上部のハンドルで操作
ため池栓：法面に設置し、付属のチェーンで開放
サイフォン：底樋を通らず堤体を越えてパイプにより取水

図4：取水施設(底樋)の構造例

1.5 張ブロック等

ため池水面に強風が吹くことによる波浪や、激しい水位変動などにより、土を材料とする堤体が浸食されてしまうことから、堤体の浸食を防ぐために張ブロック等を設置します。



張 ブ ロ ッ ク



張 ブ ロ ッ ク (石張り併用)

2.1 周辺の状況

ポイント

- 日常点検を行い、施設の異常を早期に発見し、ため池の決壊や自然災害の未然防止に努めましょう！
- 不慮の事故を防止するため、作業は1人で行わず、必ず2人以上で行いましょう！

ため池上流部の倒木等は洪水吐を閉塞し、堤体の崩壊につながる危険があります。



ため池上流部の倒木



洪水吐に流木が堆積

ため池周囲の法面に連続した亀裂や湧水が発生していると、土砂崩壊により土砂等がため池に流入する恐れがあります。



ため池周囲 土砂崩壊



土砂の流入

- ☒ 上流部の伐採木が流入する恐れはないですか？
- ☒ 周囲に土砂崩壊の危険があり、ため池に流入する恐れはないですか？

2. 2 堤体の点検

ポイント

- 堤体法面の草刈りを定期的に行いましょう！
- 堤体の点検を定期的の実施し、法面の陥没、亀裂、はらみだし等の変状や漏水を見落とさないようにしましょう！

堤体の草刈りを定期的の実施しましょう。草刈りを行うことで、はらみだし(※法面がせり出していること)や漏水などの変状を見つけやすくなります。



草刈り



後法 はらみだし及び陥没



前法 浸食



堤頂 ひび割れ



後法 漏水量測定(遠景)



後法 漏水量測定(近景)

- ☒ 堤体に浸食、陥没、穴、はらみだし、ひび割れなどはありませんか？
- ☒ 堤体から漏水がありませんか？
- ☒ 前回の点検から漏水量が増えていませんか？

2.3 洪水吐の点検

ポイント

- 洪水吐の水路内に、障害物(流木やゴミなど)があれば、速やかに清掃を行いましょう！
- 洪水吐流入部に、土のうなどを積むことは禁止されています。

豪雨の際に、堤体から水が溢れると決壊する可能性があります。洪水吐の土砂や流木はこまめに取り除き、流水を安全に流下させ、異常な水位上昇を防ぎましょう。



土 砂 等



流 木

ため池の貯水量を増やす目的で、洪水吐流入部に土のうなどを積むことは、洪水吐の流下能力を低下させます。洪水時にため池から溢れ出た水が堤体を越流した場合、ため池が決壊する危険があるので、絶対に行ってはいけません。



洪水吐流入部

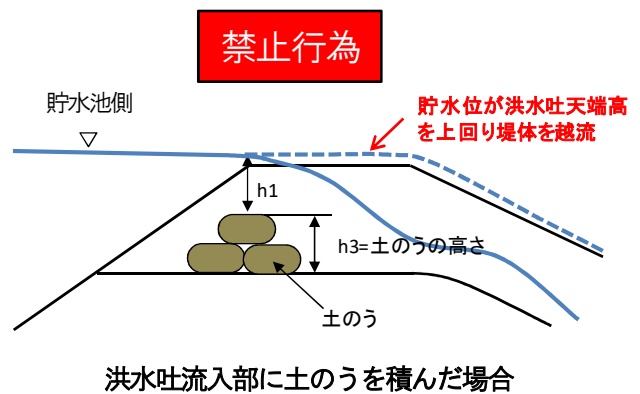
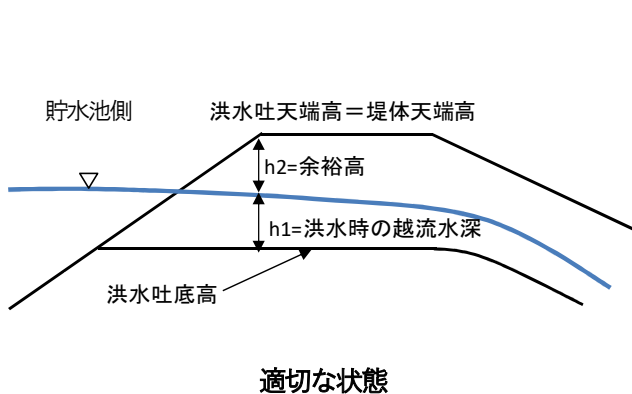


図5: 洪水時の水位の違いのイメージ

ポイント

- 堤体上流法面の洪水吐周辺が浸食されていないか落水時に点検しましょう！

洪水吐と堤体あるいは地山の境界部は、土が洗われ、変状(劣化)が進行しやすく堤体の弱点となる可能性があります。

落水時に、堤体上流法面の洪水吐周辺が浸食されていないか、点検することが重要です。

護岸ブロックなどで覆われている場合でも、ブロックの隙間からブロック裏側の土が流出していないか確認することが重要



洪水吐(貯水池側より)



洪水吐流入部 ひび割れ



放水路部 漏水

- ☒ 洪水吐に、土砂の堆積や障害物(流木など)はありませんか？
- ☒ 洪水吐流入部に、ため池の貯水量を増やす目的で、土のうなどを積んでいませんか？
- ☒ 構造物に、ひび割れや破損はありませんか？
- ☒ 構造物の接続部などから、漏水はありませんか？

2. 4 取水施設の点検

ポイント

- 巻上げ機、ゲート、斜樋の蓋などは、定期的に潤滑油の注油や掃除を行い、施設の動作に異常があった場合は、速やかに点検修理をしましょう！

巻上げ機、ゲート、斜樋の蓋などが正常に機能しないと、取水に支障が生じるほか洪水や地震などの緊急時に、ため池の水位を下げるができなくなります。

定期的に、潤滑油の注油や掃除等を行うとともに、腐食の状態にも注意し、施設の動作に異常があった場合は、速やかに点検、修理をすることが重要です。



ハンドルの動作確認



ため池栓

ポイント

- 取水ゲートを全閉しているにもかかわらず、底樋出口から泥で濁った水が出ている変状を、見落とさないようにしましょう！

取水ゲートが全閉にされた状態で、泥で濁った水が出ている場合は、底樋周辺の土が流されている可能性があります。

日常の管理では、泥で濁った水が出ているか確認することが重要です。

また、落水後に底樋内へ人が入ることができる場合は、作業の安全を確保しつつ底樋内からの目視による点検を行うことも重要です。



底樋が破損し、堤体土が流出している可能性あり

底樋出口（堤体下流）

- ☒ 巻上げ機、ゲート、斜樋の蓋等が正常に機能しますか？
- ☒ 取水ゲートを全閉にした状態で、底樋出口から水が出ていませんか？
- ☒ 構造物にひび割れや破損はありませんか？

2.5 安全施設

ポイント

- ため池周辺では、都市化や混住化が進んでいるところも多く水難事故の発生件数は増加傾向にあるため、安全施設を確認し、補修など必要な対策を講じましょう！

日頃から水難事故を防ぐため、転落防止の安全柵が破損していないか確認しましょう。また、看板は点検を行い、子供達がため池に近づかないよう注意しておきましょう。



転落防止柵



柵の破損
(網が破れていないか確認しましょう)



注意看板



看板の転倒

- ☒ 洪水吐などの危険箇所には、転落防止の安全柵が設置されていますか？
- ☒ 安全柵は破損していませんか？ ※網が破れていないか注意してください。
- ☒ 水難事故防止のため、子供にも分かりやすい看板が設置されていますか？
- ☒ 看板が破損したり、文字が読めなくなったりしていませんか？

2.6 かいぼり

ポイント

- 底樋周辺は泥土が堆積しやすいため、定期的に「かいぼり」を行い、池底に溜まった泥土を除去しましょう！
- 落水時に普段目視できない法面の浸食や取水施設などを点検しましょう！

定期的にため池の水を抜くことで、池底に溜まった泥土を除去し、普段目視できない箇所も併せて点検しましょう。消防ホースなどを活用すると、効果的に泥土を除去できます。



かいぼりの状況



かいぼりの状況



泥土堆積状況(かいぼり実施前)



泥土除去後の状況(かいぼり実施後)



土砂吐ゲート部 腐食及びクラック等の点検



堤体の浸食状況等の点検

- ☒ 底樋周辺の泥土除去、堤体上流側の浸食や土砂吐ゲート等の点検のため定期的に落水していますか？

第3章

ため池基本情報及びため池点検表

ポイント

- 改修履歴など、ため池の基本情報を整理しましょう！
- 経年変化や貯水位による変動を把握するため、点検結果を記録として残しましょう！
- 変状が確認された場合、速やかに市町のため池担当部署に報告しましょう！

3.1 ため池基本情報・点検表（記入例）

ため池基本情報

＜記入例＞		作成年月日(西暦) 2021 年 4 月 2 日			
施設名称		山田池			
施設管理者名		山田 太郎			
施設所在地 (県・市町・地先)		山田市 太郎町1-23			
目的(該当記号に○)		☒ A: かんがい D: 防災 F: 治水 W: 上下水道 I: 工業用水 P: 発電 S: 消流雪 R: レクリエーション O: その他			
施設諸元	堤体	堤高(m)	5.5	集水面積(km ²)	24.38
		天端幅(m)	3	総貯水量(千m ³)	5.8
		堤頂長(m)	100	受益戸数	68
		上流法面勾配	1:2.0	受益面積(ha)	6.1
		下流法面勾配	1:2.0		
	洪水吐	構造型式	越流堰型 コンクリート造	設計流量(m ³ /s)	5.6
	取水施設	構造型式	斜樋	設計取水量(m ³ /s)	0.049
	底樋	直径φ(m)又は縦×横寸法(m)	φ0.8m	材質	ヒューム管
	波返し壁 (該当に○)			☒ 有 ・ 無	堤体築堤完了年度(西暦)
点検状況(該当番号に○)	1. 管理者常駐(管理棟) ☒ 2. 定期的に巡回(頻度 年2回) 3. 不定期に巡回(1年に 回程度) 4. その他				
堤体及び付帯施設の改修・補修歴(新しい順に記載)	改修完了年(西暦)	改修箇所及び数量			
	1970	洪水吐をコンクリート造に造成			
	2012	ため池等整備事業で全面改修して上記諸元となる			

ため池点検表

(1/2)

ため池名	山田池		点検者氏名	山田 太郎		
所在地	山田市 太郎町1-23		点検日	2020年 4月 2日(水曜日)		
			天 候	晴れ	水 位	満水
受益面積 (かんがい農地面積)	6.1 ha		改修歴	2012年ため池等整備事業 全面改修		
ため池管理者	山田 太郎 連絡先:(氏名) 山田 太郎 (電話) 123-456-789					
点検項目	堤体	漏水状況				特記事項
		漏水				有・無
		漏水の場合 (該当項目に○を記入) (位置をポンチ絵に記載)	清水	○		満水になると漏水量が増加する
			にごりあり			
			にじみ程度			
			流れている	○		
			法尻より高い所から出ている			
			前回の点検から量が増えた			
		変形状況等(位置・状況をポンチ絵・写真で記録する)				特記事項
		前法部	張石・張ブロック	有・無		・前法が70cm程度えぐられている
	浸食(大きくえぐられている)		有・無			
	陥没・穴		有・無			
	後法部	はらみだし	有・無		・後法の石積がはらみだしており危険	
		陥没・穴	有・無			
	堤頂部	ひび割れ大	有・無			
		陥没・穴	有・無			
	洪水吐	破損状況 (位置・状況をポンチ絵・写真で記録する)		障害物状況		特記事項
		構造	コンクリート・石積	○	障害物(流木等)	有・無
			土水路		草木が繁茂	有・無
		ひび割れ	有・無	堰上げ(堰板・土のう)	有・無	・放流部に破損(段差)あり ・土のうにより30cm程度堰上げしている
破損(段差・えぐれ・穴)		有・無				
漏水		有・無				
取水施設		破損状況(位置・状況をポンチ絵・写真で記録する)				特記事項
	構造 (底樋)	コンクリート	○	ゲート操作	可・否	
		石組・木樋		緊急放流	可・否	
	ひび割れ	有・無			・底樋付近に土砂が堆積しており緊急放流ができない	
	破損(陥没・変形等)	有・無				
	漏水	有・無				

ため池点検表

(2/2)

点検項目	周辺の状況	上流部の伐採木が流入する恐れがある		有・無
		ため池周囲に土砂崩壊の危険があり、ため池に流入する恐れがある		有・無
		特記事項 上流部には伐採木が多いため、大雨等の際に洪水吐に流れてこないか注視する必要がある		
	その他	安全柵の状況	設置されているか	有・無
			破損していないか	有・無
			特記事項 老朽化しており更新の検討が必要	
		危険な行為の禁止看板設置状況	設置されているか	有・無
			破損又は判読不明	有・無
			特記事項	
		堤体の草刈状況	草刈ができています	可・否
木、竹が繁茂している			有・無	
草刈の頻度			年 2 回	
防災体制の状況		監視員を定めている	有・無	
	定期的に点検している	可・否		
	点検頻度	年 1 回		
	緊急時の連絡網を作成している	有・無		
	土のう、杭等緊急資材の備蓄	有・無		
その他	(実施している防災対策などを記入) 備蓄材の確認が必要			
ポンチ絵				
ため池診断結果	・堤体の浸食が進んでおり、下流部で漏水もあるので今後漏水がひどくならないか、定期的な見回りが必要 ・洪水吐の土のう堰上げを撤去する ・取水施設底樋付近の土砂を撤去し、緊急放流ができるようにする			

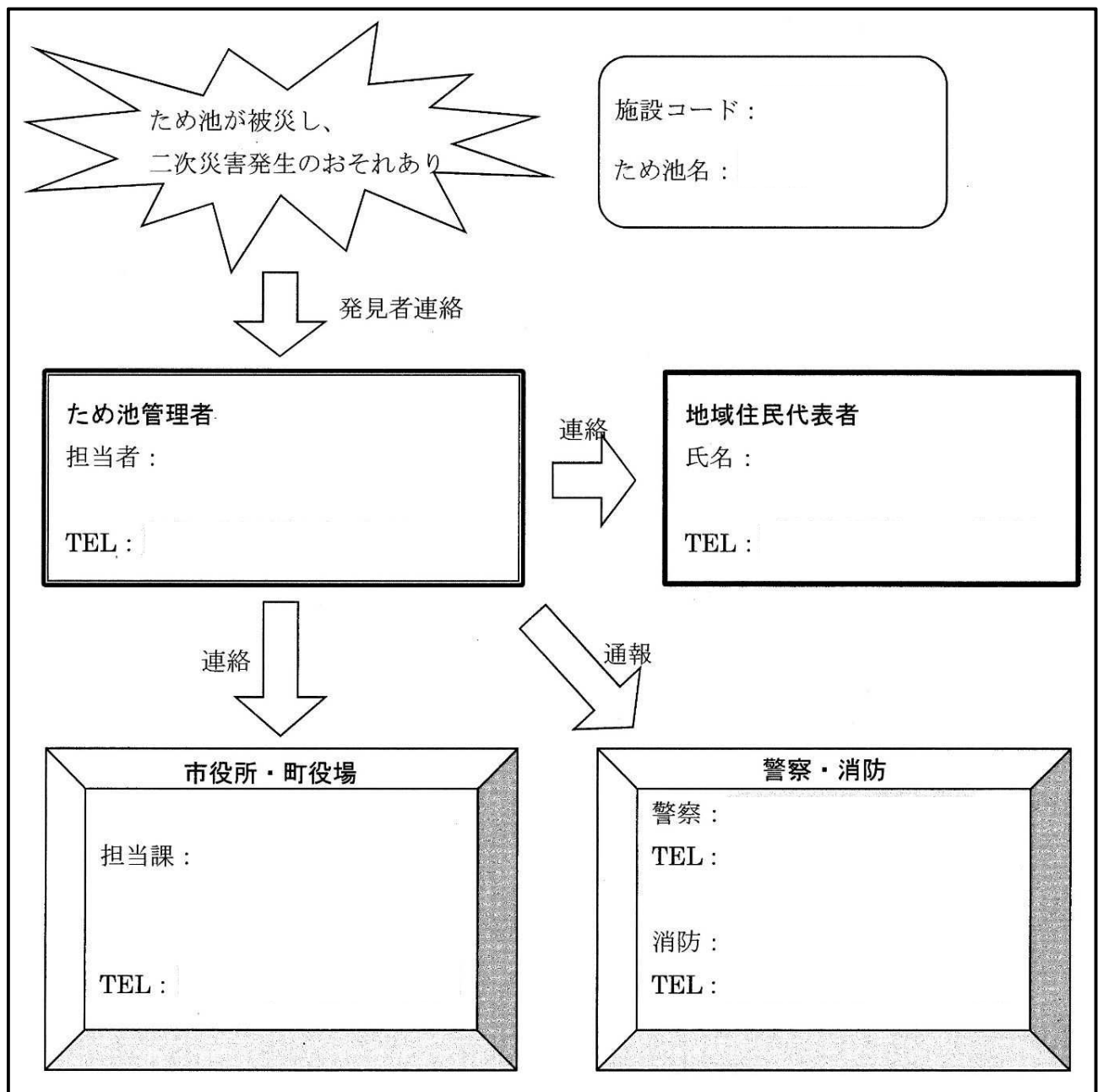
3. 2 情報連絡体制の整備

ポイント

- 豪雨や地震などの災害に備えて、常に最新の情報連絡体制を整備しておきましょう！

警戒時・災害時に備え、市役所・町役場・消防署・自治会など関係機関との情報連絡体制を確認しておきましょう。

【 情報連絡体制の例 】



第4章 異常気象・地震時の対応

4.1 事前放流

ポイント

- 事前放流のタイミングは、梅雨前線や台風発生による豪雨予報前が最も効果的です。(週間天気予報や台風の進路予報に注意し、早めの対応をお願いします。)
- 事前放流は、必要な農業用水量に影響のない範囲で、地域の営農実態に合わせた取り組みが重要です。

【事前放流とは】 台風などの大雨前に、ため池の水を事前に放流し、水位を下げることで、雨水の下流域への流出を遅らせ、洪水被害を軽減させる取り組みのことです。

水位を下げることで、ため池の決壊リスクを低減し、下流域の住宅被害や農地災害などの防止にもつながることから、近年、集落の自主防災活動として取り組みが広がっています。

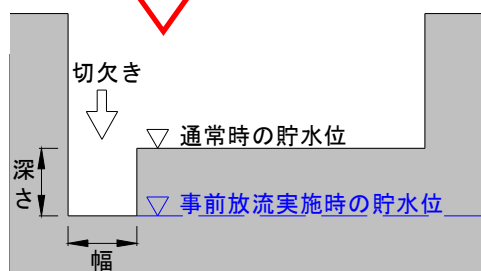
【事前放流の実施事例】 兵庫県淡路市

- ① 水位低下開始のタイミング……台風などの豪雨が予想される3日前から
- ② 放流量(水位低下量の設定)……水位を満水位-1.6mまで低下

【事前放流施設の整備】

ため池の事前放流に取り組みやすくするための整備も進めています。

【南あわじ市 洪水吐越流堰の切欠き】



【切欠きイメージ図】

【淡路市 ため池栓】



4.2 期別放流

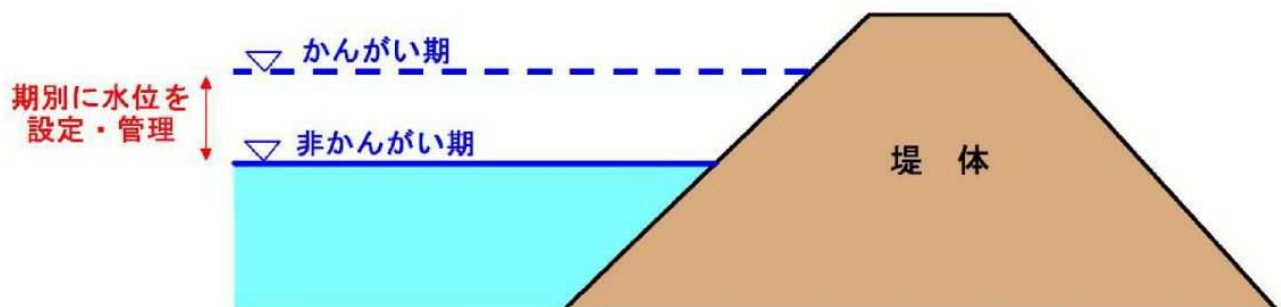
ポイント

- 期別放流(非かんがい期の低水位管理)は、管理水位や水位を下げておく時期などについて、地域の水利用実態や降雨量を考慮して決めておきましょう。
- 期別放流は、地域の実情に応じ、農業用水の確保が優先される時期を避け、台風による豪雨被害が多い9月頃から秋までの取組でも十分に効果があります。

【期別放流とは】

台風などの大雨前に、水位を下げておく即時的な管理ではなく、期別毎に水位を設定して管理する取組のことです。具体的な例としては以下の方法があります。

- ① 非かんがい期は、常時完全落水する又は低水位による管理
- ② かんがい期は必要水量から期別の水位設定を行い、空き容量を確保



期別放流（低水位管理）のイメージ図

【期別放流の実施事例】 兵庫県淡路市

管理者の適正管理に向けた講習会において、低水位管理等の意義や効果を啓発している。また、かいぼり(池干し)を復活し、9月以降の落水を拡大

【留意事項】

ため池の水位を急に上げたり下げたりすると、堤体への水の浸透によって壊れたり、法面がすべったりすることがあります。長期にわたり落水させていた場合は、一気に満水まで貯めずに漏水等を確認しながら徐々に貯水するようにし、水位を下げるときは、緊急放流の場合を除き、斜樋を上から順に開けていくなど、徐々に下げるようにしましょう。

4.3 地震・大雨後の緊急点検

ポイント

- **地震、大雨**の後には、身の安全を十分に確保した上で緊急点検の実施をお願いします。
- 現地で行動する際は、安全確保のため、必ず2人以上で行動してください。

(ア) 対象となるため池は？

⇒ 防災重点ため池であること。

(イ) 点検対象となる地震、雨の規模は？

⇒ 震度4以上の場合は、堤高15m以上のため池が対象
震度5弱以上の場合は、全ての防災重点ため池が対象
※耐震調査による要監視ため池は、震度4以上

⇒ 大雨特別警報時は、全ての防災重点ため池が対象

(ウ) 点検に行くタイミングは？

⇒ 特に大きな揺れの地震の後には余震が発生することが多くあるので、身の安全を十分に確保した上で点検を実施してください。

⇒ 大雨特別警報が解除され次第、身の安全を十分確保した上で点検を実施してください。

(エ) 点検様式及び報告先は？

⇒ まず【速報（第1報）】(P17)の様式により、速報を
市町のため池担当部署に報告！

⇒ 被害があった場合は、詳しい状況を把握するため
【点検報告（第2報）】(P18)の様式により点検実施し
点検結果を**市町のため池担当部署に報告！**

■ため池管理アプリ(MEAP)



日常・緊急点検結果をため池管理者が簡単に報告できる「ため池管理アプリ(MEAP)」の運用を進めています。アプリの詳細は参考チラシ(P34～)をご覧ください。

4. 4 速報・点検報告(記入例)

速報

(様式－2)

速報（第1報）

令和 4 年 4 月 1 日(月 曜日) 16 時現在

ため池の情報		太郎 池 (兵庫 県 ●● 市町村、ため池コード: ▲▲)	
		☒ 防災重点ため池 ☐ 農業用ダム(対象ため池に該当)	
		☒ あり ☐ なし ☐ 点検できない(道路寸断でアクセスできない等)	
ため池の被害	「あり」の場合、その内容	☐ 決壊している	
		☒ 決壊はしていないが、 ・下流側に水が漏れている ・堤体の斜面がくずれている ・洪水吐に異常がある(破損している、土砂等で詰まっている)	
		☐ 上記以外	

点検報告

(様式－３)

点検報告（第２報）

令和 4 年 4 月 2 日（火曜日） 16 時現在

ため池の情報	太郎 池（ 兵庫 県 ●● 市町村、ため池コード： ▲▲ ）		
ため池の被害状況			
(堤体) 決壊しているか	☐ 該当あり	☒ 該当なし	
(堤体) (決壊はしていないが) 下流側に水が漏れているか	☒ 該当あり	☐ 該当なし	
(堤体) ため池側の斜面がくずれているか	☐ 該当あり	☒ 該当なし	
(堤体) 下流側の斜面がくずれているか	☐ 該当あり	☒ 該当なし	
(堤体) 洪水吐に異常があるか(破損している、土砂等で詰まっている)	☒ 該当あり	☐ 該当なし	
(池) 堤体以外の斜面がくずれているか	☐ 該当あり	☒ 該当なし	
(池) 目視可能な範囲で上流から土砂が入ってきているか	☐ 該当あり	☒ 該当なし	
(取水施設) 取水施設(斜樋・底樋)や下流の水路は使用可能か	☐ 使用不可	☒ 使用可能	
(その他) その他、ため池の被害があるか(例：堤体の亀裂等) (被害状況)	☐ 該当あり	☒ 該当なし	
ため池の被害状況写真			
漏水状況が分かる写真 洪水吐の状況が分かる写真			
ため池の水位	洪水吐の底から cm ☐ 上 ☐ 下 、 堤体の頂上から 50 cm 下		
人的被害	☐ あり(人) ☒ なし		
家屋・公共施設の被害	☐ あり(棟) ☒ なし		
応急措置	☒ 必要(☐ 実施済み ☒ 未実施) (実施内容:) ☐ 不要		
その他連絡事項	普段よりも漏水量が大幅に増加している。		

注) ため池の被害がある場合、より詳しい状況を把握して、本様式『速報（第2報）』により、市町のため池担当部署に報告すること。

4. 5 被害が確認された場合の応急処置

【緊急放流】

ため池の堤体に亀裂、漏水、法面崩壊等の被害が発生している場合
⇒ 緊急放流により速やかに貯水位を下げる。

【応急対応】

ため池の堤体などに亀裂、漏水、沈下、法面のはらみ出し洪水吐の閉塞などが確認された場合
⇒ 押え盛土、土のう積み、ブルーシート掛け、洪水吐の閉塞物除去などを実施する。

【避難対策】

ため池に被害が確認され、下流域への被害が予測される場合
⇒ 関係市町、関係集落、消防団などに至急連絡する。
※ため池ハザードマップや浸水想定区域図などを活用し、避難誘導を行う。

応急対策の事例



堤体下流法面にブルーシート設置



堤体上流法面に土のう設置

第5章 各種様式等

5.1 ため池基本情報・点検表

(記入用)

ため池基本情報

作成年月日(西暦) 年 月 日

施設名称							
施設管理者名							
施設所在地 (県・市町・地先)							
目的(該当記号に○)		A : かんがい D : 防災 F : 治水 W : 上下水道 I : 工業用水 P : 発電 S : 消流雪 R : レクリエーション O : その他					
施設諸元	堤体	堤高(m)			集水面積(km ²)		
		天端幅(m)			総貯水量(千m ³)		
		堤頂長(m)			受益戸数		
		上流法面勾配			受益面積(ha)		
		下流法面勾配					
	洪水吐	構造型式			設計流量(m ³ /s)		
	取水施設	構造型式			設計取水量(m ³ /s)		
	底樋	直径φ(m)又は縦×横寸法(m)			材質		
	波返し壁 (該当に○)			有 ・ 無	堤体築堤完了年度(西暦)		
点検状況(該当番号に○)		1. 管理者常駐(管理棟) 2. 定期的に巡回(頻度) 3. 不定期に巡回(1年に 回数程度) 4. その他					
堤体及び付帯施設の改修・ 補修歴(新しい順に記載)	改修完了年(西暦)	改修箇所及び数量					

(記入用)

ため池点検表

(1/2)

ため池名			点検者氏名				
所在地			点検日	年 月 日 (曜日)			
			天 候		水 位		
受益面積 (かんがい農地面積)	ha		改修歴				
ため池管理者			連絡先: (氏名)	(電話)			
点 検 項 目	堤 体	漏水状況			特記事項		
		漏水		有・無			
		漏水の場合 (該当項目に○を記入) (位置をポンチ絵に記載)	清水				
			にごりあり				
			にじみ程度				
			流れている				
			法尻より高い所から出ている				
			前回の点検から量が増えた				
		変形状況等(位置・状況をポンチ絵・写真で記録する)			特記事項		
		前法部	張石・張ブロック	有・無			
			浸食(大きくえぐられている)	有・無			
			陥没・穴	有・無			
	後法部	はらみだし	有・無				
		陥没・穴	有・無				
	堤頂部	ひび割れ大	有・無				
		陥没・穴	有・無				
	洪水吐	破損状況 (位置・状況をポンチ絵・写真で記録する)		障害物状況		特記事項	
		構造	コンクリート・石積		障害物(流木等)	有・無	
			土水路		草木が繁茂	有・無	
		ひび割れ		有・無	堰上げ(堰板・土のう)	有・無	
破損(段差・えぐれ・穴)		有・無					
漏水		有・無					
取水施設	破損状況(位置・状況をポンチ絵・写真で記録する)			特記事項			
	構造 (底樋)	コンクリート		ゲート操作	可・否		
		石組・木樋		緊急放流	可・否		
	ひび割れ		有・無				
	破損(陥没・変形等)		有・無				
	漏水		有・無				

(記入用)

ため池点検表

(2/2)

点検項目	周辺の状況	上流部の伐採木が流入する恐れがある		有・無
		ため池周囲に土砂崩壊の危険があり、ため池に流入する恐れがある		有・無
		特記事項		
	その他	安全柵の状況	設置されているか	有・無
			破損していないか	有・無
			特記事項	
		危険な行為の禁止看板設置状況	設置されているか	有・無
			破損又は判読不明	有・無
			特記事項	
		堤体の草刈状況	草刈ができています	可・否
			木、竹が繁茂している	有・無
			草刈の頻度	年 回
		防災体制の状況	監視員を定めている	有・無
			定期的に点検している	可・否
			点検頻度	年 回
			緊急時の連絡網を作成している	有・無
			土のう、杭等緊急資材の備蓄	有・無
		その他	(実施している防災対策などを記入)	
ポンチ絵				
ため池診断結果				

5. 2 速報・点検報告

(記入用)

【様式】

ため池緊急点検

速報（第1報）

令和 年 月 日（ 曜日） 時現在

ため池の情報		池（ 兵庫県 市町村、ため池コード： ）	
ため池の被害		☐ あり ☐ なし ☐ 点検できない(道路寸断でアクセスできない等)	
	「あり」の場合、その内容	☐ 決壊している	
		☐ 決壊はしていないが、 ・下流側に水が漏れている ・堤体の斜面がくずれている ・洪水吐に異常がある(破損している、土砂等で詰まっている)	
		☐ 上記以外	

【様式】

(記入用)

ため池緊急点検

※被害が確認された場合に作成

点検報告（第2報）

令和 年 月 日（曜日） 時現在

ため池の情報	池（ 兵庫県 市町村、ため池コード： ）		
ため池の被害状況			
(堤体) 決壊しているか	☐ 該当あり	☐ 該当なし	
(堤体) (決壊はしていないが)下流側に水が漏れているか	☐ 該当あり	☐ 該当なし	
(堤体) ため池側の斜面がくずれているか	☐ 該当あり	☐ 該当なし	
(堤体) 下流側の斜面がくずれているか	☐ 該当あり	☐ 該当なし	
(堤体) 洪水吐に異常があるか(破損している、土砂等で詰まっている)	☐ 該当あり	☐ 該当なし	
(池) 堤体以外の斜面がくずれているか	☐ 該当あり	☐ 該当なし	
(池) 目視可能な範囲で上流から土砂が入ってきているか	☐ 該当あり	☐ 該当なし	
(取水施設) 取水施設(斜樋・底樋)や下流の水路は使用可能か	☐ 使用不可	☐ 使用可能	
(その他) その他、ため池の被害があるか(例：堤体の亀裂等) (被害状況)	☐ 該当あり	☐ 該当なし	
ため池の被害状況写真			
ため池の水位	洪水吐の底から cm ☐ 上 ☐ 下 、 堤体の頂上から cm 下		
人的被害	☐ あり(人) ☐ なし		
家屋・公共施設の被害	☐ あり(棟) ☐ なし		
応急措置	☐ 必要(☐ 実施済み ☐ 未実施) (実施内容:) ☐ 不要		
その他連絡事項			

注) ため池の被害がある場合、より詳しい状況を把握して、本様式『速報（第2報）』により、市町のため池担当部署に報告すること。

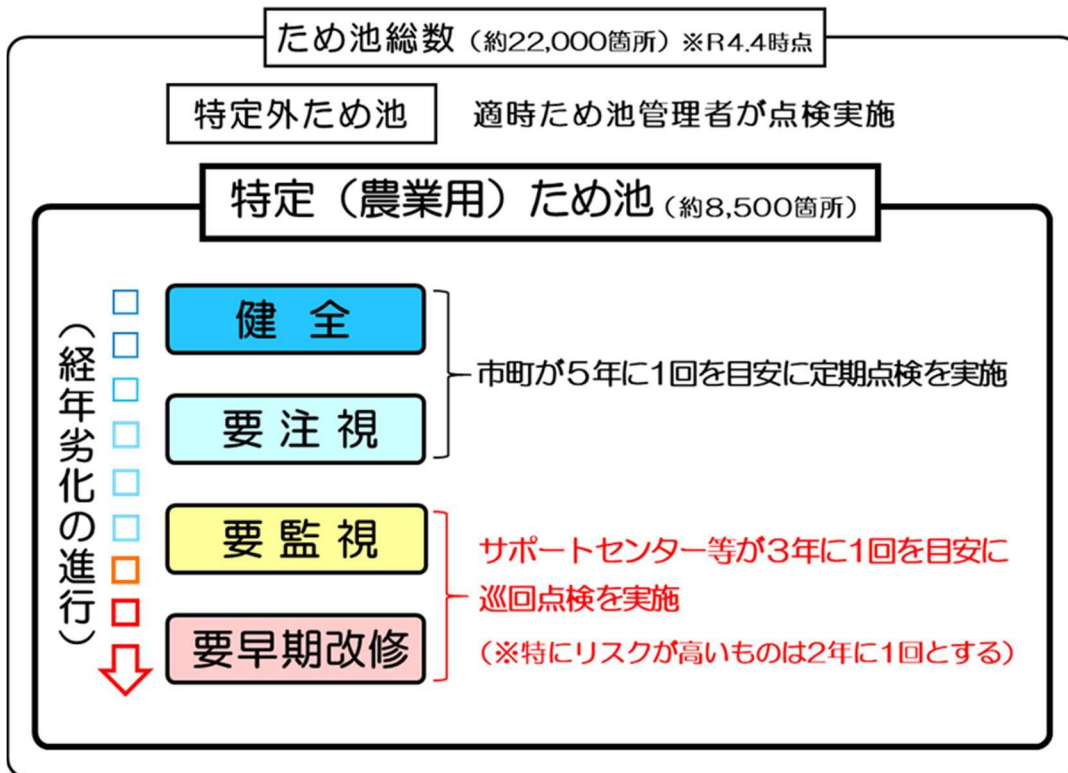
参考 1

「ため池の健全度評価の区分と専門技術者による点検周期」及び「ため池保全サポートセンターとは」

ため池の健全度評価の区分と専門技術者による点検周期

県内にある約 22,000 箇所のため池の多くは江戸時代以前に築造され、経年劣化により漏水や堤体の変状が見受けられるものも多くあります。

そのうち、防災上重要である「特定（農業用）ため池」については、市町がため池保全サポートセンターと連携して点検を実施しています。点検の結果、老朽化等による変状に応じて4つのランクに区分しています。※下図参照



ため池保全サポートセンターとは

サポートセンターは、ため池管理者への支援を行う中間支援組織で、①管理者からの相談対応、②ため池巡回点検及び管理者への助言、③管理者講習会への講師派遣、④ため池保全活動の支援・普及啓発などの役割を担っています。

【ため池巡回点検について】

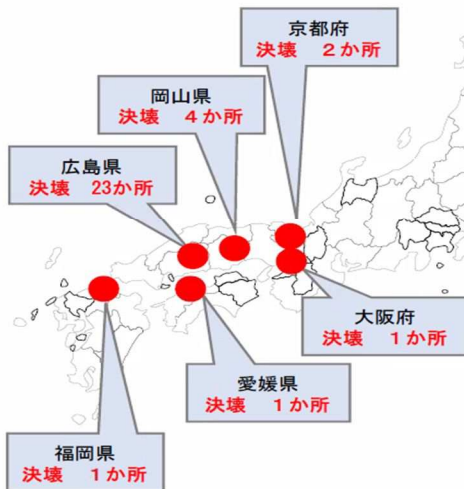
現在、「要早期改修」と判定されたため池から優先的に改修や廃止工事を進めていますが、その多くは工事着手まで年月を要するため、経年劣化の急激な進行を見逃さないようサポートセンターが2～3年周期で点検を実施しています。



1 ため池に関する法律・条例が制定された背景

- ため池は権利関係が不明確かつ複雑であることや、管理組織の弱体化により日常の維持管理に支障をきたすおそれがあることが課題となっています。そこで、適正な管理が行われる体制を整備することを目的として「農業用ため池の管理及び保全に関する法律(略称:ため池管理保全法)」が制定され、同時に「ため池の保全等に関する条例(略称:ため池保全条例)」が改正されました。※法・条例とも令和元年7月施行

平成 30 年 7 月豪雨では多くのため池が決壊しました



2 ため池の区分

- 法・条例により、決壊した場合の想定被害に応じてため池を区分しています。

県内のため池（約 22,000 箇所〔R4. 4 時点〕）

特定（農業用）ため池※¹

防災重点農業用ため池※²
(略称: 防重ため池)

約 8,500 箇所

約 6,000 箇所

■ 人的被害を及ぼすおそれのあるため池

① 決壊した場合に、住宅又は学校、病院などの公共施設に被害を及ぼすおそれのあるため池

■ 農地等に被害を及ぼすおそれのあるため池

② 決壊した場合に、農地や農業用施設に被害を及ぼすおそれのあるため池

特定（農業用）ため池以外

約 13,500 箇所

決壊した場合に、住宅又は学校、病院などの公共の施設や農地又は農業用施設に被害を及ぼすおそれのないため池

※¹ 「特定農業用ため池」：ため池管理保全法により指定 「特定ため池」：ため池保全条例により指定

※² 人的被害を及ぼすおそれのあるため池を「防災重点農業用ため池」に指定し、決壊リスクや決壊時の被害想定などにより、優先度の高いものから防災工事（改修や廃止）を進めています。

3 届出内容の変更

- **ため池の届出内容に変更があったときには、すみやかに各市町のため池担当部署に届け出てください。** **※全てのため池が対象です**

【届出内容】①ため池の名称・所在地

②管理者・所有者の情報

③ため池から農業用水を供給している農用地の面積

④堤高・堤頂長・総貯水量など

管理者の交代や上記の内容が変更となった場合は、管理されているため池の所在地の市町に、すみやかに届け出てください。

※届出様式は次ページ参照

	ため池管理保全法	ため池保全条例	「特定（農業用）ため池」の指定状況
検索方法	ため池管理保全法 検索	兵庫県ため池保全条例 検索	「特定（農業用）ため池」及び「防災重点農業用ため池」の指定状況 検索
QRコード			

※「特定（農業用）ため池」に指定されているため池一覧は、県ホームページ（特定（農業用）ため池の指定状況）で確認できます。

【様式】

既存ため池変更届出書

令和 年 月 日

様

届出者 住所（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

電話番号（ ）－

次のとおり、農業用ため池の管理及び保全に関する法律附則第2条第2項／ため池の保全等に関する条例第14条第2項の規定により、届け出ます。

変 更 の 年 月 日	令和 年 月 日
変 更 の 理 由	

変 更 項 目		変 更 前		変 更 後	
ふりがな					
ため池の名称					
ため池の所在地					
所有者	氏名(名称)				
	住所				
	代表者 (法人の場合)				
	共有者		他 名(別紙)		他 名(別紙)
管理者	氏名	(法人その他の団体 にあつては名称)			
	住所	(法人その他の団体 にあつては、主たる 事務所の所在地)			
	代表者 (法人又は団体の場合)				
	管理の内容	ため池の操作・維持(除草等)・修繕・その他()		ため池の操作・維持(除草等)・修繕・その他()	
	管理の権原の種類	委任・賃借・共同(人会)・その他(事務管理など)		委任・賃借・共同(人会)・その他(事務管理など)	
	電話番号	()－		()－	
ため池から農業用水の供給を受ける農用地の面積		m ²		m ²	
堤高・堤長・総貯水量		m・ m・ m ³		m・ m・ m ³	
備 考					

ID

〔添付資料〕(変更のあった資料に限る)

- (1) 法人の定款又は寄附行為の写し(所有者又は管理者が法人である場合)
- (2) 団体の規約等(管理者が法人でない団体である場合)
- (3) その他知事が必要と認めるもの

注 1 変更項目の変更前の欄はすべて記入し、変更後の欄において変更のない項目は「同左」と記入すること。

2 管理の内容及び権原の種類は該当する項目を○で囲むこと。

参考 3

ため池水面を活用した太陽光発電施設の注意点

近年、ため池水面を活用した太陽光発電施設の設置が増えています。

施設の設置方法に問題があると、ため池の適正管理やため池のもつ多面的機能の発揮に支障が生じる場合があります。



ため池の機能に支障をきたす事例

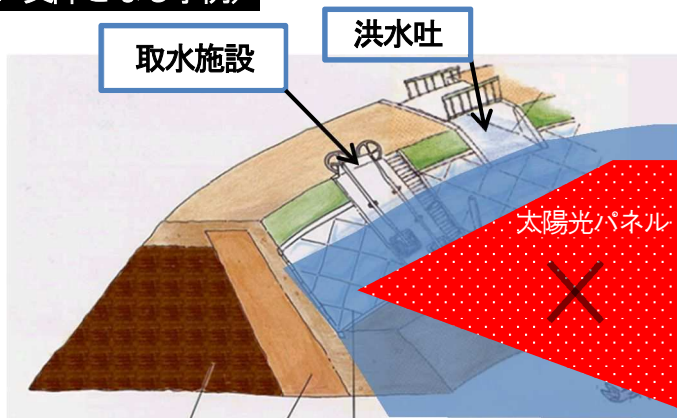
- 発電施設が洪水吐や取水施設と近接している場合
⇒ 洪水吐の流水障害により排水能力が低下する。
⇒ 取水施設のゲート操作に支障が生じる。

ため池の維持管理に支障をきたす事例

- 堤体上に発電施設のケーブルが敷設されている場合
⇒ 草刈りの支障になる。
- 取水施設付近にケーブルが敷設されている場合
⇒ ため池の水を抜いた際に、太陽光パネルが支障になり、泥土を除去できない。

参考（洪水吐や取水施設の機能に支障となる事例）

- 洪水吐付近での太陽光パネルやケーブルの設置は、水の流れに影響を与える恐れがある。
（設置位置を検討する際は、風や波浪の影響も考慮したうえで、決定する。）



上記は一例であり、ため池管理者や発電事業者が太陽光発電施設を設置するにあたり守るべきことなど、詳細に取りまとめたものを『別冊』として作成しています。

特定(農業用)ため池の管理者の皆さまへ ～ため池の保全に向けて～

「ため池管理保全法」(令和元年7月施行)・「県ため池保全条例」(令和元年7月改正)に基づいて、決壊すると下流の住宅や公共施設等に被害を及ぼすおそれのあるため池を、県が「特定(農業用)ため池」として指定しています。

〔「特定農業用ため池」：法の規定に基づく指定、「特定ため池」：条例の規定に基づく指定〕



「特定(農業用)ため池」に指定されると

1 堤体や水底の掘削、竹木の植栽等を行うには県の許可が必要となります

ため池を適正に保全するため、堤体の掘削・盛土・切土や水底の掘削、竹木の植栽、洪水吐の形状変更などのため池の保全に影響のある行為を行うには県(各県民局土地改良事務所・センター等)の許可が必要となります。

2 管理者等が防災工事を行う際は、事前に市町へ届出が必要となります

ため池の管理者又は所有者が防災を目的とした工事(洪水吐能力の向上や低水位管理に取り組むための施設整備工事など)を実施する場合、30日前までに各市町ため池担当部署へ工事計画の届出が必要となります。

「特定(農業用)ため池」の確認方法は

「特定(農業用)ため池」に指定されたため池の一覧は県のホームページで確認できます。
(兵庫県ホームページ>食・農林水産>環境整備>農地・ため池・水路>特定ため池)
(http://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike_bousaijuutentameike.html)



QRコードを読み取ることにより確認できます。

ため池変更届の提出のお願い

管理者が交代した場合など、届出内容に変更があった場合は変更届の提出が必要です。

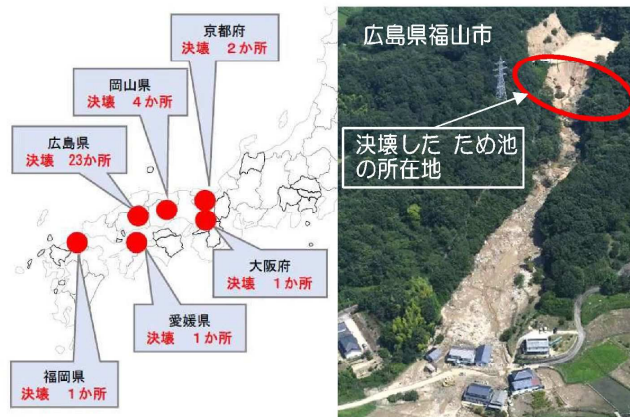
(ため池届出書に関することは、各市町ため池担当部署へお問い合わせください。)

法律ができた背景

自然災害によるため池の被災が頻発している中、ため池の権利者の世代交代が進み、権利関係が不明確かつ複雑となっていることや、ため池の管理組織の弱体化により日常の維持管理に支障をきたすおそれがあることが課題となっています。

このため、施設の所有者等（所有者、管理者）や行政機関の役割分担を明らかにし、ため池の適正な管理及び保全が行われる体制を整備することを目的として「農業用ため池の管理及び保全に関する法律（令和元年7月1日施行）が制定されました。

平成30年7月豪雨では多くのため池が決壊しました



ため池区分と防災工事の推進

「特定（農業用）ため池」のうち、人的被害を及ぼすおそれのあるため池を「ため池工事特措法（令和2年10月施行）」に基づき「防災重点農業用ため池」に指定しています。

特措法有効期間内（令和12年度まで）に防災工事（改修や廃止）を計画的かつ集中的に推進することとされており、兵庫県においても市町と連携し、優先して防災工事に取り組むものを計画に位置付け、令和3年3月に『兵庫県防災工事等推進計画』を策定しました。

現時点で計画に位置付けられていないため池においても、漏水・浸食・ひび割れなどが確認され、防災工事を優先的に実施しなければならない事案が生じた場合は、ため池が所在する市町に相談してください。

ため池総数（22,047箇所）※R4.3時点

特定（農業用）ため池※1（8,533箇所）※R3.9時点

防災重点農業用ため池※2
（略称：防重ため池）

（6,027箇所 ※R3.9時点）

■人的被害を及ぼすおそれのあるため池

〔決壊した場合に下流の住宅や公共施設等に被害を及ぼすおそれのあるため池〕

（優先して防災工事に取り組むものを計画に位置付ける）

兵庫県防災工事等推進計画
465箇所（R4.1改定）



■農地・農業用施設に被害を及ぼすおそれのあるため池
〔かんがい農地面積が0.5ha以上あり、かつ浸水区域に農地や農業用施設が存するため池〕

※1 ため池管理保全法及び改正ため池保全条例に基づき指定

※2 ため池工事特措法（R2.10施行）に基づき指定

特定（農業用）ため池の指定要件

- ため池が決壊した場合に下流の住宅・公共施設等や農地・農業用施設に被害を及ぼすおそれがあるもので、下記要件に該当するもの
 - ・浸水区域のうちため池から100m未満に、住宅や公共施設等があるため池
 - ・貯水量が1,000m³以上で、浸水区域のうちため池から500m未満に住宅や公共施設等があるため池
 - ・貯水量が5,000m³以上で、浸水区域に住宅や公共施設等があるため池
 - ・土砂災害警戒区域等にため池及び住宅や公共施設等があるため池
 - ・かんがい農地面積が5,000m²（0.5ha）以上であり、浸水区域に農地や農業用施設があるため池

各県民局土地改良事務所・センター等お問い合わせ先

事務所名 〔管内市町名〕	住所	電話番号
神戸県民センター 神戸土地改良センター（農村整備課） 〔神戸市〕	〒653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5【西神戸庁舎1階】	Tel.(078)742-8362
阪神北県民局 阪神農林振興事務所（農村整備課） 〔西宮市・伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・播磨川町〕	〒669-1531 三田市天神1-10-14【三田庁舎内】	Tel.(079)562-8912
北播磨県民局 加古川流域土地改良事務所（農村計画第1課） 〔明石市・加古川市・高砂市・稲美町・播磨町〕 〔西脇市・三木市・小野市・加西市・加東市・多可町〕	〒673-0423 三木市宿原字寺ノ前70【三木庁舎内】	Tel.(0794)82-9839
中播磨県民センター 姫路土地改良センター（農村整備課） 〔姫路市・神河町・市川町・福崎町〕	〒670-0947 姫路市北条1丁目98番地【姫路総合庁舎内】	Tel.(079)281-9392
西播磨県民局 光都土地改良センター（農村計画課） 〔相生市・たつの市・赤穂市・赤穂市・太子町・土庫町・佐用町〕	〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25【西播磨総合庁舎内】	Tel.(0791)58-2215
但馬県民局 豊岡土地改良センター（農村計画課） 〔豊岡市・養父市・新温泉町〕	〒668-0025 豊岡市幸町7番11号【豊岡総合庁舎内】	Tel.(0796)26-3715
但馬県民局 朝来土地改良センター（農村整備課） 〔養父市・朝来市〕	〒669-5202 朝来市和田山町東谷213-96【和田山庁舎内】	Tel.(079)672-6895
丹波県民局 篠山土地改良事務所（農村整備課） 〔丹波篠山市・丹波市〕	〒669-2341 丹波篠山市郡家字練兵の坪451-2【篠山庁舎内】	Tel.(079)552-7417
淡路県民局 洲本土地改良事務所（農村計画第2課） 〔洲本市・南あわじ市・淡路市〕	〒656-0021 洲本市塩屋2丁目4-5【洲本総合庁舎内】	Tel.(0799)26-2117

特定（農業用）ため池の開発行為は許可が必要です。
管理者の皆さまのところに開発事業者から相談があった場合は
P32, P33 の資料をご参照ください。

**特定（農業用）ため池に開発行為を行う場合は
県の許可が必要です。**

開発事業者の皆さまへ

「ため池管理保全法」（令和元年7月施行）・「県ため池保全条例」（令和元年7月改正）に基づいて、決壊すると下流の住宅や公共施設等に被害を及ぼすおそれのあるため池を、県が「特定（農業用）ため池」※として指定しています。

※ 「特定農業用ため池」：法の規定に基づく指定
「特定ため池」：条例の規定に基づく指定



「特定（農業用）ため池」への（形状変更）行為の制限

土地の掘削、盛土又は切土、竹木の植栽その他当該特定（農業用）ため池の
保全に影響を及ぼすおそれがある行為を行う場合は県の許可を受けなければ
なりません。

「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」第8条（行為の制限）
「ため池の保全等に関する条例」第19条（形状変更行為の制限）

（形状変更）行為の制限を受ける範囲

（形状変更）行為の制限を受ける範囲は、堤体（洪水吐・取水設備を含む）や水底だけではなく、堤体高さを周囲に投影した岸（イラスト黄線部）も含まれます。



（形状変更）行為を行う場合

（形状変更）行為を行う場合は、必要書類を揃えて各県民局土地改良事務所・センター等（裏面）へお問い合わせのうえ、事前相談を行ってください。

事前相談に必要な書類

- ・ため池の現状（写真、ため池諸元など）や予定する行為・施設の内容が分かる資料（施設配置図面、説明資料など）

特定(農業用)ため池の確認方法

「特定(農業用)ため池」の一覧は県のホームページで確認できます。

(兵庫県ホームページ>食・農林水産>環境整備>農地・ため池・水路>特定ため池)

(http://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/tokuteitameike_bousaijuutentameike.html)



QRコードを読み取ることで確認できます。

各県民局土地改良事務所・センター等お問い合わせ先

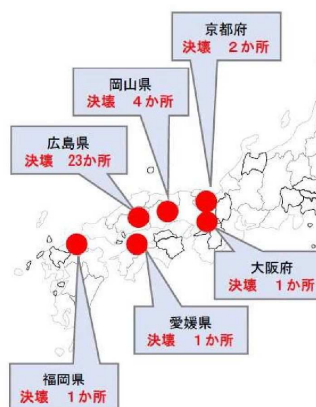
事務所名 〔管内市町名〕	住所 電話番号
神戸県民センター 神戸土地改良センター(農村整備課) 〔神戸市〕	〒653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5【西神戸庁舎1階】 Tel(078)742-8362
阪神北県民局 阪神農林振興事務所(農村整備課) 〔西宮市・伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・猪名川町〕	〒669-1531 三田市天神1-10-14【三田庁舎内】 Tel(079)562-8912
北播磨県民局 加古川流域土地改良事務所(農村計画第1課) 〔明石市・加古川市・高砂市・稲美町・播磨町〕 〔西脇市・三木市・小野市・加西市・加東市・多可町〕	〒673-0423 三木市宿原字寺ノ前70【三木庁舎内】 Tel(0794)82-9839
中播磨県民センター 姫路土地改良センター(農村整備課) 〔姫路市・神河町・市川町・福崎町〕	〒670-0947 姫路市北条1丁目98番地【姫路総合庁舎内】 Tel(079)281-9392
西播磨県民局 光都土地改良センター(農村計画課) 〔相生市・たつの市・赤穂市・宍粟市・太子町・上郡町・佐用町〕	〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25【西播磨総合庁舎内】 Tel(0791)58-2215
但馬県民局 豊岡土地改良センター(農村計画課) 〔豊岡市・香美町・新温泉町〕	〒668-0025 豊岡市幸町7番11号【豊岡総合庁舎内】 Tel(0796)26-3715
但馬県民局 朝来土地改良センター(農村整備課) 〔養父市・朝来市〕	〒669-5202 朝来市和田山町東谷213-96【和田山庁舎内】 Tel(079)672-6895
丹波県民局 篠山土地改良事務所(農村整備課) 〔丹波篠山市・丹波市〕	〒669-2341 丹波篠山市郡家字練兵の坪451-2【篠山庁舎内】 Tel(079)552-7417
淡路県民局 洲本土地改良事務所(農村計画第2課) 〔洲本市・南あわじ市・淡路市〕	〒656-0021 洲本市塩屋2丁目4-5【洲本総合庁舎内】 Tel(0799)26-2117

法律ができた背景

自然災害によるため池の被災が頻発している中、ため池の権利者の世代交代が進み、権利関係が不明確かつ複雑となっていることや、ため池の管理組織の弱体化により日常の維持管理に支障をきたすおそれがあることが課題となっています。

このため、施設の所有者等(所有者、管理者)や行政機関の役割分担を明らかにし、ため池の適正な管理及び保全が行われる体制を整備することを目的として「農業用ため池の管理及び保全に関する法律(令和元年7月1日施行)」が制定されました。

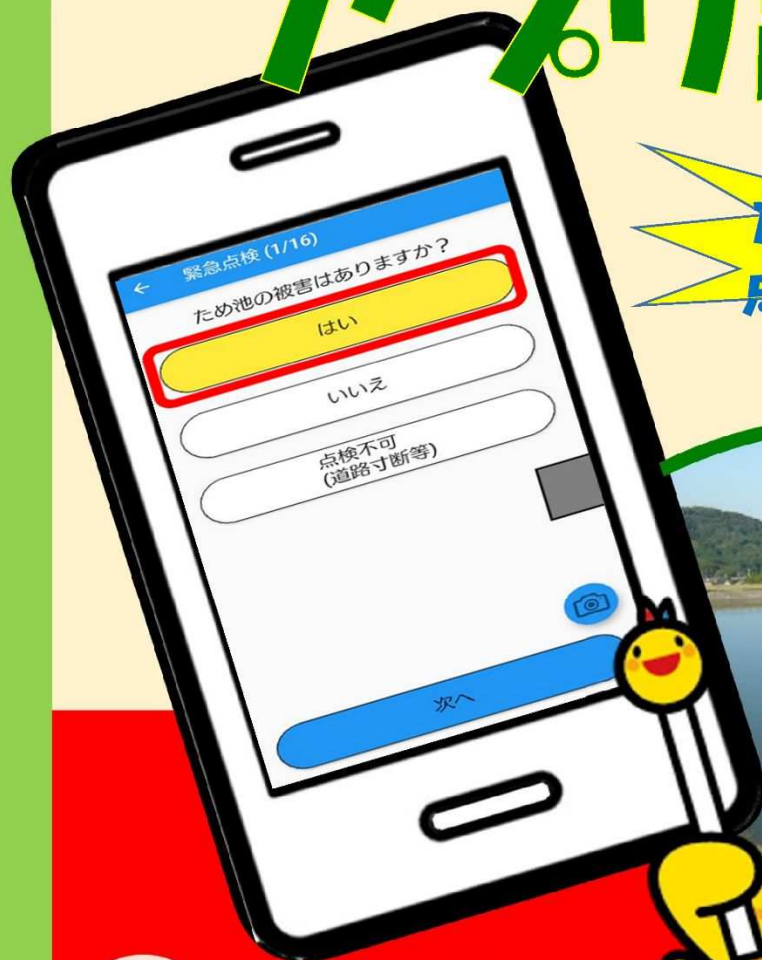
平成30年7月豪雨では多くのため池が決壊しました



ため池
管理

ため池管理 アプリ誕生

ため池管理者の
点検をサポート!!



ポイント1

- 点検記録をお持ちの
スマホ から報告・記録
できます

ポイント2

- 台風接近時等に、**プッシュ
通知機能** により管理者へ
注意喚起されます

ポイント3

- 点検入力中に写真を撮るとその
まま**保存** されます

アプリの使用方法はこちら 

ため池管理アプリ 説明動画

検索 

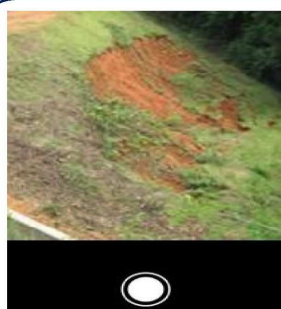
ため池管理アプリとは

「ため池管理アプリ」は、ため池管理者が日常点検や災害時の緊急点検の結果を行政に報告するためのスマートフォンアプリです。

「はい」「いいえ」で回答できる一問一答形式で、誰でも簡単に点検報告ができます。



日常点検や緊急点検の結果を記録・報告することができます。行政と連携して施設の管理や情報共有を行えます。



ため池の異状を発見したら、写真を撮影することで点検結果と一緒に記録・報告することができます。

ため池管理アプリを利用するには、『**ため池管理者QRコード**』『**ため池QRコード**』の登録が必要です。準備が整い次第、各市町からQRコードが配布されます。



地震や大雨が発生してため池の点検が必要になるとアプリから通知が送信されます。

利用上の注意

アプリの利用料は無料ですが、所定のパケット通信が発生するため、通信会社の契約状況によってパケット通信料が発生します。

お問い合わせ先

兵庫県 農地整備課 農地防災班（防災担当）

兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 TEL 078-341-3433

No. _____

Date . . . _____

Handwriting practice lines consisting of 20 sets of three horizontal dashed lines.

